

5月12日は民生委員・児童委員の日です ～広げよう 地域に根ざした 思いやり～

民生福祉課（市役所1階12番窓口） ☎32-2064

現在、市内には283人の民生委員・児童委員と主任児童委員が委嘱されています。安心で暮らしやすい地域社会をつくるため、地域住民の立場に立った、身近な相談相手となるなど、主に次のような活動をボランティアで行っています。困った時にはご相談ください。

また、5月12日(木)の「民生委員・児童委員の日」には、地元の民生委員・児童委員の存在やその取り組みを知っていただく活動の一環として、市内の各小学校の正門で、朝の登校時に「あいさつ運動」を実施します。

民生委員・児童委員の主な活動

- ・地域での高齢者や障害のある人など福祉に関する相談や支援
- ・妊娠中や子育てなど心配ごとへの対応
- ・地域の皆さんの生活状況の把握（虐待やDVなどの早期発見）
- ・福祉サービスの紹介 など



民生委員・児童委員とは

民生委員は住民の中から選ばれ、厚生労働大臣が委嘱します。児童福祉法により児童委員も兼ねています。

主任児童委員とは

児童福祉を専門に担当しています。市内では25人の委員が児童関係機関と連絡・調整を行い、各地域の民生委員・児童委員と連携して活動しています。

※各委員は、個人の私生活に立ち入ることがありますが、活動上知り得た秘密は固く守られます。また、委員退任後も守秘義務が課せられています

※各地域の委員の連絡先など、詳しくはお問い合わせください

子どものショートステイ

☎こども子育て相談室（津山すこやか・こどもセンター内）
☎32-7027

子育て中に病気や家族の看護などで育児ができない時に、近くに子どもを見てくれる人がいなくて困ったことはありませんか。

そんな時は、子どものショートステイ（子育て短期支援事業）をご利用ください。



利用条件 次のすべてに当てはまること

- ①子ども・保護者とも市内在住（住民票を有すること）
- ②子どもの年齢が18歳未満

こんな時に利用できます

保護者の病気、出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張および学校などの公的行事への参加、育児疲れの場合など

利用期間 7日以内

利用施設（市内の児童養護施設） わかば園（二宮）、立正青葉学園（西寺町）、津山二葉園（林田）

利用料（日額） 2歳未満＝5,350円、2歳以上＝2,750円（施設利用中の医療費や施設行事などに参加する費用など、別途実費が必要な場合あり）

※世帯の市民税の課税状況により利用料金の軽減制度あり

※施設の空き状況など、詳しくはお問い合わせください

国民年金保険料の免除申請

☎保険年金課（市役所1階7番窓口） ☎32-2072、または、各支所・出張所担当課、津山年金事務所 ☎31-2363

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

保険料免除制度 本人・配偶者・世帯主の申請期間に対応する前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の全額または一部（4分の3、半額、4分の1）が免除されます

若年者納付猶予制度 本人(30歳未満の人)・配偶者の申請期間に対応する前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます

※平成28年度の免除分（平成28年7月1日～平成29年6月30日までの保険料）から対象者が50歳未満に変更

対象期間 申請時点の2年1カ月前の月～平成28年6月まで

申請に必要なもの 年金手帳、印鑑（代理人が申請する場合）、離職票または雇用保険受給資格者証（失業が理由で申請する場合）

※詳しくは、お問い合わせください



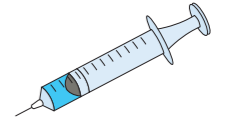
子どもと高齢者の予防接種

☎健康増進課 ☎32-2069

予防接種は、子どもや高齢者を感染症から守るために大切なものです。予防接種にはそれぞれに適した年齢や時期があります。健康な時に、早めに接種してください。

接種可能な医療機関など、詳しくはお問い合わせください。

子どもの予防接種



定期予防接種の種類（対象年齢であれば無料）

予防接種名	対象年齢	接種回数と時期
BCG	1歳になるまでの間	1回接種
四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）	1期 生後3～90カ月（7歳6カ月）未満	4回接種（20～56日間隔で3回接種後、約1年経過後に1回接種）
	2期 11～13歳未満	1回接種（二種混合＜破傷風・ジフテリア＞）
麻しん（はしか） 風しん（MR）	1期 生後12～24カ月未満	1回接種
	2期 5歳～7歳未満であって小学校就学前の1年間	1回接種
日本脳炎*1	1期 生後6～90カ月未満	3回接種（6～28日間隔で2回接種後、約1年経過後に1回接種）
	2期 9～13歳未満	1回接種
ヒブワクチン	生後2～7カ月未満	4回接種（27日以上の間隔で3回接種後、約1年経過後に1回接種）
	生後7～12カ月未満	3回接種（27日以上の間隔で2回接種後、約1年経過後に1回接種）
	生後12～60カ月未満	1回接種
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2～7カ月に至るまで	4回接種（27日以上の間隔で3回接種後、60日経過以降12～15カ月の間に1回接種）
	生後7～12カ月未満	3回接種（27日以上の間隔で2回接種後、60日経過以降12カ月以降に1回接種）
	生後12～24カ月未満	2回接種
	生後24～60カ月未満	1回接種
水痘（水ぼうそう）ワクチン	生後12～36カ月未満	3カ月以上（標準的には6カ月以上）の間隔で2回接種

*1 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人も対象

任意予防接種の種類（助成あり）

予防接種名	対象者	自己負担額	接種回数と時期
B型肝炎	生後2～12カ月に至るまでの間にある人	医療機関によって接種料金は異なります。3,000円を引いた額が自己負担額です。（1人3回までの助成あり）	生後2カ月から開始。4週間の間隔をあけて2回接種し、1回目の接種から20～24週間の間隔をあけて1回の計3回を接種

※B型肝炎予防接種は平成28年10月から定期接種になります。また、定期接種の対象者は、平成28年4月1日以降に生まれた人になります

高齢者の予防接種（高齢者肺炎球菌予防接種）

予防接種法に基づく定期接種

対象 平成28年4月2日～平成29年4月1日までの期間に65、70、75、80、85、90、100歳になる人で市が実施する任意接種を受けていない人、または、60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人

市が実施する任意接種

対象 定期予防接種の対象年齢以外の70歳以上で、前回の肺炎球菌ワクチン接種から5年が経過した人で市が実施する任意接種を受けたことがない人

接種回数 1回 定期接種費用 5,100円（3,000円の助成後の自己負担額） 接種期限 平成29年3月31日(金)

